

おかざき議会だより表紙写真等募集要項

1 趣旨

この要項は、岡崎市議会（以下「議会」という。）において発行しているおかざき議会だより（以下「議会だより」という。）の表紙に使用する写真、絵画及びイラスト（以下「写真等」という。）の募集に関し、必要な事項を定めます。

2 募集の目的

議会だよりを市民等にとって、より身近な議会広報紙とするため、表紙に使用する写真等の公募を行い、議会に対する市民等の関心を高めることを目的とします。

3 応募資格

岡崎市在住、在勤又は在学の方

ただし、未成年者は保護者の承諾を得た上で応募してください。

4 募集内容

(1) 写真

ア 岡崎市の風景、人物、動植物、イベント等を自ら撮影したデジタル写真で、他の募集等に未応募かつ未発表のものとします。ただし、生成A I（人工知能）によって生成された画像は対象外とします。

イ おおむね1,000万画素（3MB）以上で撮影され、A4サイズでの掲載に堪え得るものとします。ただし、合成写真、組写真及び極端な画像加工をしたものは対象外とします。表紙の形状に合わせ、原則として「縦構図」の写真を推奨します。

ウ 人物が写っている場合（個人を特定できない程度の写り込みを除きます。）は、応募者において、その人物に応募の許可を得てください。

エ 特定の看板、商標（企業のブランドロゴ等）、キャラクター、美術品など他人の著作物が大きく写り込んでいる場合は、応募者において、著作権者に応募の承諾を得るか、またはそれらが主たる被写体にならないよう配慮してください（個人を特定できない程度または軽微な写り込みを除きます。）。

(2) 絵画及びイラスト

ア 岡崎市の風景、人物、動植物、イベント等を題材として自ら制作した手描き又はデジタルの作品で、他の募集等に未応募かつ未発表のものとします。ただし、生成A Iのみを用いて作成された作品は対象外とします。

イ 手描きの場合は、はがきサイズ以上かつA3サイズ以下のもの、デジタルの場合は、A4サイズでの掲載に堪え得るものとします。表紙の形状に合わせ、原則として「縦構図」を推奨します。

ウ モデルとなった人物がいる場合は、応募者において、その人物に応募の許可を得てください。

5 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

(1) 持参又は郵送

応募用紙（別紙）に必要事項を記入の上、写真等のデータをCD又はDVDに収めたもの（手描きの絵画又はイラストの場合は、作品の原本でも可）を、応募用紙とともに以下の宛先へ郵送し、又は持参してください。

なお、手書きの絵画又はイラストの作品の原本を持参する場合は、議会事務局において写真撮影又は原本の電子化をしますので、持参する日時等を事前に電話等で御連絡ください。

（宛先：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市議会事務局）

（電話番号：0564-23-6971）

(2) オンライン申請による応募

オンライン申請フォームのURL（<https://ttzk.graffer.jp/city-okazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/gikaidayorihyoshi>）より、必要事項を記入の上、写真等のデータをアップロードしてください。データ容量は最大10MBまでとなるため、10MBを超える場合は(1)の方法により提出してください。

6 応募締切

本募集は年間を通じて随時受け付けますが、各掲載号の審査対象となる締切日は次の表のとおりとします（各年共通）。各締切日を過ぎて到着した作品については、自動的に次号以降の審査対象とします。ただし、各締切日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その直前の平日までとします。

掲載号	締切日（必着）
3月定例会号（5月1日発行予定）	3月15日
6月定例会号（8月1日発行予定）	6月15日
11月臨時会号（12月1日発行予定）	10月15日
12月定例会号（2月1日発行予定）	12月15日

※9月定例会号（11月1日発行予定）については、公募の対象外とします。

7 選考等

(1) 岡崎市議会広報委員会（以下、「議会広報委員会」という。）で審査の上、

採用する写真等を決定します。なお、審査基準、採用理由等についての問合せはお受けできませんので御了承ください。

- (2) 各号の審査において採用されなかった作品は、自動的に次回以降の審査対象として繰り越し、初めて審査対象とした日の属する年から起算して5年間、審査対象とします。ただし、当該期間内に、応募者から辞退の申出があった場合は、審査対象から除外します。
- (3) 応募者に対し、必要に応じて内容等の確認を行うことがあります。
- (4) 採用の場合は、議会だよりへの掲載前に応募者に連絡します。また、議会だよりの紙面において、氏名（ペンネーム可）、写真等のテーマ及び撮影場所を紹介します。
- (5) 応募がなかった場合及び審査の結果、応募のあったいずれの写真等も採用に至らなかった場合は、議会広報委員会において用意した写真等を表紙に使用します。

8 注意事項

- (1) 応募者は、応募した写真等が第三者のいかなる権利（プライバシー権、肖像権及び知的財産権を含みます。）も侵害するものではないことを保証することとし、万が一、応募した写真等に関連して第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の訴訟又は異議申立てがあった場合は、議会は一切責任を負わず、応募者が自らの責任及び費用負担において対応することとします。また、それにより議会に損害が発生した場合は、その損害を応募者が賠償することとします。
- (2) 応募者が応募した写真等に関連して何らかの被害を受けた場合であっても、議会は一切責任を負いません。
- (3) 応募した写真等の著作権は応募者に帰属しますが、議会は、将来にわたり著作物の使用权を有し、応募者の事前の承諾なく印刷物への利用、宣伝広告への利用、岡崎市公式ホームページへの掲載等が無償ですることができるとします。
- (4) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- (5) 応募した写真等を議会だよりの表紙に採用する際、拡大、縮小、トリミング等の処理を行う場合があります。
- (6) 郵送された写真等は、採用の有無にかかわらず、原則、返却しません。
- (7) 応募者の個人情報、岡崎市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理し、本募集に関する連絡及び採用時の通知、その他議会だよりの発行・編集に必要な範囲内でのみ利用します。なお、採用者の氏名（ペンネーム可）、写真等のテーマ、撮影場所については、紙面やホームページ等で

公表するものとし、本募集への応募をもって当該公表に同意したものとみなします。

- (8) 応募者は、この要項をよくお読みいただき、同意の上、応募してください。
また、応募された場合には、この要項の内容に同意したものとみなします。

9 問合せ先

岡崎市議会事務局総務課 政策調査係

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地

電 話：0564-23-6971

F A X：0564-23-6538

附 則

この要項は、令和 8 年 7 月 23 日から施行する。